

障がい者差別解消部会の取組について

1. 目的

令和3年6月に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下：改正障害者差別解消法）」が、令和6年4月に施行される。

この改正障害者差別解消法に基づき、市の相談支援体制を確保する。

2. 改正の概要

- 1) 事業者による合理的配慮の提供の義務化が、これまでは「努力義務」であった合理的配慮の提供が「義務」となる
(第5条、第8条)
- 2) 障がいを理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成、確保する責務が明確化される
(第14条、第15条)
- 3) 地方公共団体においても、障がいを理由とする差別や解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供が努力義務となる
(第10条、第11条、第12条)

3. 実施内容

- 1) 障がい者差別解消法の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、概要3点（上記のとおり）について、部会にて協議します
特に1年目は市内の相談事例等の把握及び市内の企業の取り組みなどを学ぶところから開始します。
- 2) 部会委員については下記のとおり
 1. 株式会社アサヒプロイラー 埼玉工場長付渉外担当 永井氏
 2. 障がい者就労支援センターえるむ 就労支援員 加藤氏
 3. 委託相談支援事業所びらむ 相談支援専門員 佐野氏
 4. 事務局：日高市役所 障がい福祉課 小嶋
- 3) 取組
令和5年2月9日 第1回打ち合わせ（委員の顔合わせ）
令和5年3月13日 第1回部会開催（目的の共有）
令和5年7月13日 第2回打ち合わせ（新委員への情報共有）